

伊万里市条件付一般競争入札試行要領

平成19年10月1日

告示第103号

(趣旨)

第1条 この要領は、伊万里市が発注する建設工事について、公正な競争の促進及び透明性を確保するため、条件付一般競争入札の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「条件付一般競争入札」とは、一般競争入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定による事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する資格を定め、当該資格を有する不特定多数の者による入札方法をいう。

(対象工事)

第3条 条件付一般競争入札に付する建設工事（以下「対象工事」とする。）は、設計金額が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項の規定する総務大臣が定める額未満の建設工事のうち、予定価格が1,000万円を超えるもので、市長が選定するものとする。

(公告及び公表)

第4条 市長は、前条の規定により条件付一般競争入札に付するときは、対象工事に関し、令第167条の6及び伊万里市契約規則（平成21年規則第4号。以下「規則」という。）第5条に規定する公告を行うものとする。

2 市長は、前項の公告に定める内容について、伊万里市のホームページ（以下「ホームページ」という。）において公表するものとする。

(入札参加資格)

第5条 入札に参加できる者は、次に掲げる事項について公告で定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により決定を受けている当該工事の業種に係る能力等級
- (2) 最新の経営事項審査結果通知書（公告の日に有している直近のものをいう。）における対象工事に対応する工種の総合評点
- (3) 伊万里市入札参加資格審査の結果、資格があると認められた者の本店等の住所
- (4) 過去の同種工事の施工実績及び技術者等の配置

2 次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 令第167条の4第2項に規定する者
 - (2) 伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置又は指名回避措置を、公告の日から開札の日まで受けている者
 - (3) 一括下請、下請代金支払の遅延、特定資材の購入強制等について、関係行政機関からの情報により、請負者の下請契約関係が不適切であると市長が認める者
 - (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者及びこれに準じる者として、公共工事から排除要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者
 - (5) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者
 - (6) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署の指導があり、これに対する改善義務を怠るなど請負者として不適当であると市長が認める者
 - (7) その他資格審査において不適当であると市長が認める者
- (入札参加申請及び入札の同時実施)

第6条 入札参加を希望する者は、入札参加申請及び入札（以下、「申請及び入札」という。）を同時に行わなければならない。

- 2 前項に基づき申請及び入札を行った者は、入札を辞退することができない。また、書換え又は引換えも認めないものとする。

(申請及び入札)

第7条 申請及び入札は、次のとおり行う。

- (1) 提出方法 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便又は信書便」という。）により送付すること。
- (2) 提出先 公告で定める。
- (3) 提出書類
 - ア 入札参加申請書
 - イ 入札書
 - ウ 工事費内訳書
 - エ その他市長が必要と認めるもの
- (4) 提出期限 公告で定める。

期限までに提出書類が到着しない者又は入札参加資格を有すると認められなかった者は、入札に参加することができない。
- (5) 入札参加申請書には、必要事項を記載すること。

- (6) 入札書は、指定した様式を使用し、次号から第8号までの規定に従い必要事項を記載すること。
- (7) 入札書の日付は、第10条第2項に規定する開札の日を記載すること。
- (8) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）に100分の110を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。
- (9) 入札書は、入札金額、工事名、工事場所、開札日、会社住所、会社名及び代表者氏名等必要事項を記載し、使用印鑑として伊万里市に届け出をした印鑑を押印すること。
- (10) 工事費内訳書は、会社名及び代表者氏名等必要事項を記載し、使用印鑑として伊万里市に届け出をした印鑑を押印すること。
- (11) 入札書及び工事費内訳書は、当該工事の工事名と会社名を記入した封筒（以下「中封筒」という）に入れ、のり付けして封印すること。
- (12) 中封筒は、1件の入札につき1枚とする。
- (13) 中封筒及び中封筒に入れていない提出書類は、入札書在中と記入した封筒（以下「外封筒」という。）に入れて郵便又は信書便により送付すること。
- (14) 外封筒は、1件の入札につき1枚とする。
- (15) 中封筒及び外封筒は指定しない。各自の封筒を使用すること。
- (16) 入札保証金を必要とする場合は、入札保証金を納付したことを確認できる書類を外封筒に同封すること。

（郵便又は信書便の種類）

第8条 郵便又は信書便の種類は、書留、配達記録又はこれに準じるものとする。

（入札書等の保管）

第9条 入札書等が到達したときは、外封筒を開封し、中封筒の表面記載事項を確認し、中封筒を未開封のまま施錠できる保管場所において厳重に保管するものとする。

（開札）

第10条 開札は、一般公開とする。

2 開札を行う日時及び場所は、公告で定める。

3 開札の立会人は、令第167条の8第1項の規定により、入札事務に関係のない係長以上の市職員をもって充てる。

（設計図書等の交付）

第11条 入札参加申請者に対する対象工事の仕様書、提出資料作成要領、図面及び金抜設計書（以

下「設計図書等」という。)のほか見積りに必要な情報は、公告後速やかに公表するものとする。
(設計図書等に対する質問及び回答)

第12条 設計図書等に対する質問及び回答は、次のとおりとする。

- (1) 設計図書等に対する質問は、公告で定める質問期限までに公告で定める質問先において電子メール又はファクシミリで受け付ける。
- (2) 回答は、公告で定める回答期限までに質問者に対し電子メール又はファクシミリにより行う。
- (3) 来庁による質問は受け付けないものとする。

(入札参加資格の確認等)

第13条 入札参加申請をした者のうち入札参加資格のない者への連絡は、公告で定める期限までに電話により行う。この場合において、第6条の規定により入札参加申請書と同時に提出された入札書は、無効とする。

2 入札参加申請をした者のうち入札参加資格のある者への連絡は行わない。

(入札保証金)

第14条 入札保証金は、公告で定める。

(予定価格及び最低制限価格)

第15条 予定価格は、公告に記載する。

2 最低制限価格は、設定の有無を公告に記載する。

(入札の無効)

第16条 入札の無効については、規則第11条の定めるところによる。

(入札又は開札の中止)

第17条 入札又は開札の中止については、規則第16条の定めるところによる。

(落札者の決定)

第18条 落札者は、予定価格と最低制限価格の範囲内での最低価格入札者とする。ただし、令第167条の10の2の規定により落札者を決定する場合においては、予定価格と最低制限価格の範囲内で、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者とする。

2 落札となるべき者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(契約保証金)

第19条 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、規則第32条第1項に該当する場合は免除できるものとする。

(入札結果の通知及び公表)

第20条 落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知する。

2 入札結果の公表について、総務部契約監理課において閲覧に供するとともに、ホームページに

において公表する。

(異議の申立)

第21条 郵便又は信書便が事故等により入札書等が到達期限までに到達しなかったことに對し、異議を申し立てることはできないものとする。

(その他)

第22条 提出書類についての説明会及び現場説明会は、実施しない。

- 2 提出書類及び工事費内訳書（以下「資料等」という。）について、市長は、特に必要があると認めたときは、説明を求めることができるものとする。
- 3 資料等の作成に要する費用は、参加申込者の負担とし、提出後の資料等は返却しない。この場合において、市長は、当該資料等の公表及び無断使用は行わないものとする。
- 4 入札に参加を希望する者及び入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札要領を遵守すること。

附 則

- 1 この要領は、平成19年10月1日から施行し、同日以後に公告を行うものから適用する。
- 2 条件付一般競争入札試行要領（平成16年施行）は廃止する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第14号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年告示第125号）

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年9月1日から施行し、同日以後に公告を行う入札から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条第8号の規定にかかわらず、令和元年9月1日以後に公告を行う入札で、予定契約期間の末日が同年9月30日以前のものに係る入札書については、なお従前の例による。